

首都圏の都市成長前線帯における商業地域の形成

——埼玉県飯能市における1880年代の

サービス業・繊維品商を中心に——

田村正夫

目次

1. 序
2. 研究対象地域
3. 商業地域の形成
 - 〔1〕 サービス業 (1) 雑商 (2) 飲食業 (3) 運送業 (4) 旅館業
(5) 金融業
 - 〔2〕 繊維品商 (1) 織物類商 (2) 足袋商 (3) 糸繭商 (4) 染物商
(5) 古着商 (6) 洋糸商
4. 結語

1. 序

人間活動のほとんどは、地表において展開する。地理学研究は、この人間活動が展開される地表空間を研究対象とし、人間生活の立場からみて、これを区分する目的をもつ。単に地形や気候、あるいは経済、社会、政治などの諸条件からみた現状に基づく空間区分に終わらないで、それらの条件の時間的(史的)な変容を踏まえた上での地表区分を、究極的にめざす。このようにして区分された地表が、地理学的概念としての“地域”である。換言すれば、地域区分は、地表面を対象として、その諸条件を、時間的・空間的に吟味した上で、類型化することに他ならない。

筆者は、先に1960年代以降の首都圏の都市成長前線帯における商業地域の形成を論じ¹⁾、さらに19世紀末から20世紀初頭にかけての在来商業地域の基盤を分析した²⁾。続いて、飯能における1880～1890年の店舗の変容を、営業施設及び資産としての家屋所有と、営業税負担力を考慮しながら分析し³⁾、特に日用・食料品商の種目別動態を把握して、商業活動の地域的基盤を問題にした⁴⁾が、本論文では、サービス業と繊維品商の種目別動態を考察する。使用する資料は、高麗郡飯能町戸長役場による1883年「建家調書」と、1882～1883年「商業税金徴集簿」であるが、これらについては、すでに述べた⁹⁾ので省略する。

2. 研究対象地域

研究対象地域の位置づけについては、既報において詳述した⁶⁾ので、本論文では、概略にとどめる。面積134.06km²、人口60,416人(1980年1月)の飯能市は、東京駅からの45km圏に位置し(図1)、西部の秩父山地がほぼ80%を占め、中心市街地は、入間川の段丘上にみられる(図2, 3)。

飯能市における1970~1974年の人口増加率は、6.8%であったが⁷⁾、1974~1978年には、さらに

5.6%に低下した⁸⁾。しかし、1977年の人口当たり小売業販売額の水準値(全国=100)は、92.0を示し、埼玉県内39市中第10位⁹⁾である。すなわち、人口増加率に比べて、小売商勢が強く、首都圏の都市成長前線帯における拠点的性格を示唆する。

連担して市街地を形成する飯能・久下分・真能寺3村は、1707~1715年に、町場を設定したものであるが、六斉市を立て、一筋の街村型を形成し、やがて1882年に、町制を敷い

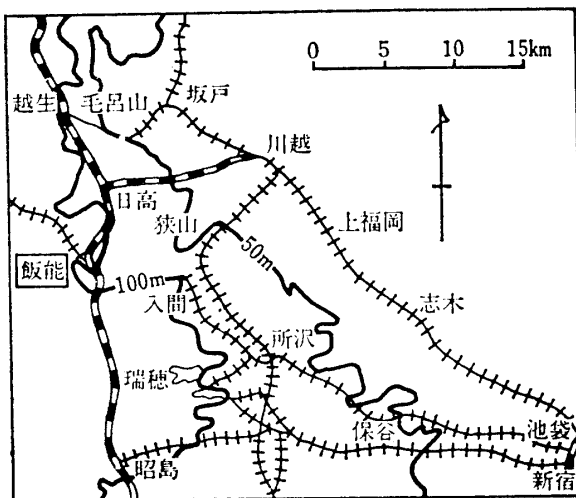


図1 飯能市の位置と高度

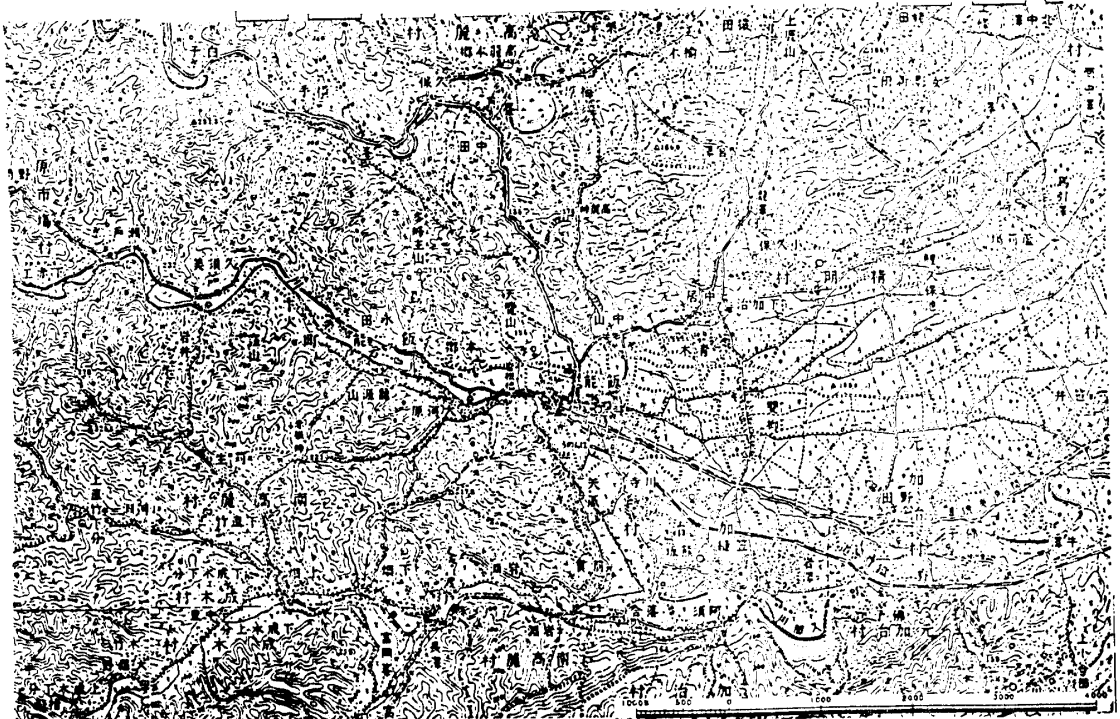


図2 1916年の飯能町及び付近<埼玉県教育委員会(1974):埼玉県市町村誌第5巻 p.2による>

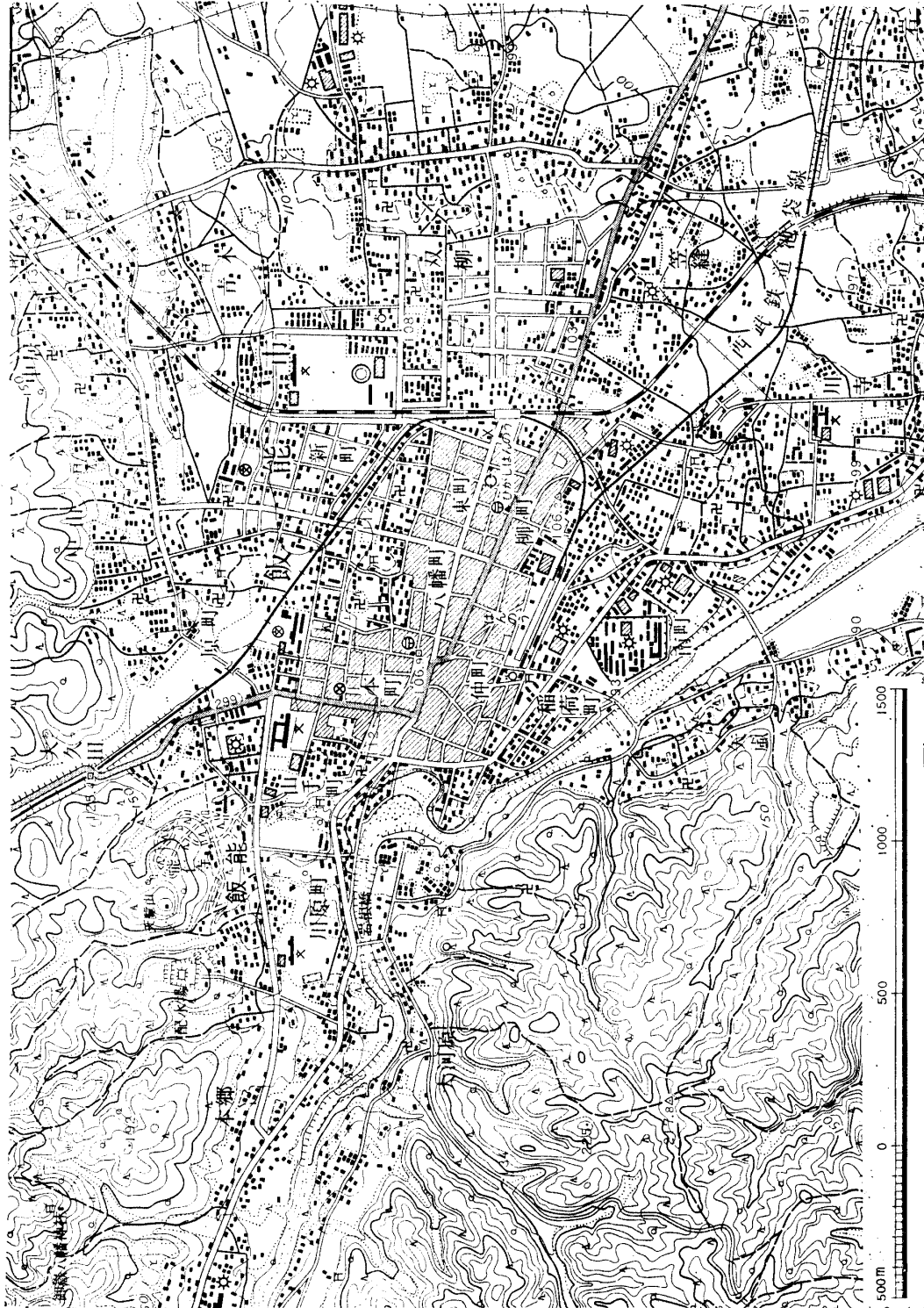


図3 飯能市の中心市街地及び付近(2.5万分1地形図「飯能」による)

た。織物・茶の産出も知られ、江戸（東京）一川越一秩父、八王子一秩父の両分岐点に当たる交通上の要衝に位置する溪口集落として発展し、1907年には、埼玉県西部において、小川・児玉両町をしのぐ商人数・人口を示す中心地¹⁰⁾となった。未論文では、1882年に上記3村が合併して町制を施行した範囲について考察する。

3. 商業地域の形成

〔1〕 サービス業¹¹⁾

(1) 雑 商

雑商（表1）のうち、日傭が、総数の42%・納税額の59%、土方が各27%・31%であり、この両者で大半を占める。しかし、この両者には、廃業がみられない。廃業したものは、総数及び納税額の6%に過ぎず、持家の大工、木挽、非持家の雑商（狭義）各1である。なお、持家の土方は、総数の27%、納税額の21%に当たる鳶職を兼ねる。

鳶職3のうち、1人は、雑商中、最も広い居宅と物置を持つ、いわば鳶の頭（かしら）であり、他の2人は、物置を持たず、土方11人中、第9位及び第10位の広さの居宅に住む職人である。平均延坪面積が最も広いのは、居宅の広い大工・土方であり、雑商（狭義）・左官、木挽がこれに次ぎ、日傭が最も狭い。延坪当たり納税額が多いのは、大工であり、大家屋・高所得であることを示唆する。しかし、大工のうち、物置を持たないものが、1884年12月に廃業している。

物置を全く持たないのは、日傭と左官だけであり、土方においても、物置を持たないものは、55%に及ぶ。日傭20のうち、自宅居住は2に過ぎず、長屋居住6¹²⁾、非持家は12に達し、日傭の零細性を表わしている。居宅7.5坪とその中二階の物置3.75坪を加えて11.25坪を持つ木挽も、七軒長屋の1つに住んでいたが、廃業している。

(2) 飲食業

飲食業（表1）のうち、飲食店が、商家数の70%、納税額の47%を占め、残りのほとんどが、料理屋である。したがって、料理屋の1商家当たり納税額は、飲食店のその3倍近い。ところで、持家商では、飲食店と料理屋の商家数比は2対1、また納税額比はほぼ1対3であるのに対して、非持家商では、前者は約4:1、後者はほぼ2:1である。したがって、非持家料理屋の1商家当たり納税額は、持家飲食店のそれに、ほぼ匹敵する。飲食店ないし料理屋の持家商の1商家当たり納税額は、非持家商のその約2~2.5倍である。

飲食業の廃業率は、商家数の30%・納税額の19%である。これらは、持家商では、各17%・14%であるが、非持家商の場合、それぞれ50%・42%に及ぶ。さらに起業率は、各48%・26%を示すが、持家商では各13%・14%、非持家商では、それぞれ70%・64%に達する。一般に、起・廃

業率¹³⁾が高く、特に非持家商の場合、著しかた。つまり、起業率が高かったが、これに伴って、非持家商を主とする廃業も、少なくなかったのである。

飲食店と料理屋について、その起・廃業状況を比較しよう。前者の廃業率は、商家数の29%・納税額の24%、また起業率は、それぞれ63%・50%である。これに対して、後者の廃業率は、商家数の29%・納税額の15%、また起業率は、各14%・7%である。つまり、料理屋では、廃業よりも起業の方が、相対的に多いのに対して、飲食店においては、この逆の傾向が著しい。料理業の大衆化とでもいえようか。

一方、飲食店・料理屋双方の持家商並びに非持家商について、それらの起・廃業率を検討してみよう。飲食店の廃業率については、持家商では、商家数ないし納税額の15~16%、非持家商では、それらのいずれもの47%である。同じく起業率については、持家商では、商家数の50%・納税額の42%、非持家商では、各80%・72%である。しかし、料理屋の廃業率については、持家商では、商家数の20%・納税額の13%、非持家商では、各50%・31%である。持家料理屋の起業率は、認められないが、非持

表1 飯能町におけるサービス業の納税・動態・建家状況(1882~1883)

業種	建家種目	持家				非持家				持家				非持家				持家		非持家	
		A 商家数		B 納税額		B/A		C 商家数		D 納税額		D/C		E 商家数		F 納税額		F/E		G 納税額	
		数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額	数	納税額
雑商	四方工	8	20.00	2.5																	
	土大	11	35.00	3.2																	
	雑商(扶成)	2	5.00	2.5																	
	雑商	2	6.00	3.0																	
商	工	1	2.50	2.5																	
	木工	1	2.50	2.5																	
	工	1	2.50	2.5																	
	小計	25	71.00	2.8																	
飲食業	飲食店	20 ¹⁾	119.95	6.0																	
	料理屋	10	159.50	15.9																	
	水売り																				
	小計	30	278.25	9.3																	
運送業	車引き	12	30.00	2.5																	
	人力車引き	5	14.00	2.8																	
	馬車引き	5	12.50	2.5																	
	小計	3	25.25	8.4																	
旅館業	小計	25	81.75	3.3																	
	旅館	5	76.00	15.2																	
	安泊	1	8.00	8.0																	
	小計	6	84.00	14.0																	
金融業	小計	6	82.80	13.8																	
	商社	6	82.80	13.8																	
	金融	6	82.80	13.8																	
	小計	6	82.80	13.8																	
水事業	小計	93	600.60	6.5																	
	水車	1	2.80	2.8																	
	小計	1	2.80	2.8																	
	合計	93	600.60	6.5																	
		1)	納税額不明の起業(1884年)高1を含む。			2)	既設の商が新たに1店を開業したもの(納税額2円)を含む。														

資料：飯能町役場「建家調査」「商業税金徴集簿」

家料理屋では、商家数の50%・納税額の53%が、起業している。いいかえれば、飲食店・料理屋共に、持家商によるよりも非持家商による起・廃業が多いが、さらに非持家商をみると、料理屋よりも、飲食店において、高い起・廃業率が示される。また、持家飲食店では、起業率が廃業率をはるかに越えるのに対して、持家料理屋では、起業が全くなく、廃業だけがみられる。これらのうち、非持家飲食店の起・廃業率が高いこと、持家料理屋の廃業に対して持家飲食店の起業が顕著であることの2つが、特に注目され、飲食店の定着化を示唆する。

飲食業の兼業率は、商家数の34%・納税額の18%である。これらは、持家商では、各50%・22%であるが、非持家商では、それぞれ10%・3%に過ぎない。つまり、持家商経営のよろず屋的性格に対して、非持家商の小規模単一経営的性格を物語る。飲食店と料理屋両者の兼業率を、比較しよう。前者の兼業率は、商家数の26%・納税額の15%、後者のそれは、各57%・21%であり、飲食店よりも料理屋の方が、よろず屋的傾向が強い。

飲食店・料理屋双方の持家商並びに非持家商について、それらの兼業率を検討する。飲食店の兼業率については、持家商では、商家数の35%・納税額の19%、非持家商では、各13%・5%である。しかし、料理屋の兼業率をみると、持家商では、商家数の80%・納税額の24%であるが、非持家商では、納税額の明らかな兼業は、記載されていない。すなわち、兼業は、料理屋の場合、もっぱら持家商によって営まれていたのに対して、飲食店では、料理屋よりもはるかに低い兼業率を示す持家商と、さらに低率な非持家商の両者にわたって、みられた。飲食店の場合、低率ながら小規模に兼業化が進んでいたのに対して、料理屋では、多角経営の余地をもつ上層経営と、兼業の余地のないほどの繁忙な労働に終始する小規模経営に、分化していたのである。

持家の場合、飲食店の兼業種目は、サービス業で安宿・大工・雑商、料理屋では、旅籠屋・安泊り・飲食店・左官・氷屋などのサービス業、繊維品商(糸繭仲買)、日用・食料品商(魚商)、漁業にわたり、一般に広範である。一方、非持家商の兼業種目は、日用・食料品商に限られ、飲食店では、酒・青物・雑菓子の各商、料理屋では茶商¹⁴⁾を兼ねるに過ぎない。なお、非持家商のなかには、1884年8月4日から同年12月10日まで営業して、わずかに75銭を納税する氷屋もみられた。

料理屋及び飲食店について、1商家当たり総延坪並びに同じく居宅延坪をみると、前者は後者の約2倍、同様に土蔵・物置については、約3倍である。しかも、延坪当たり納税額においても、前者は、後者の約1.4倍を示す。後者のうちには、二戸建長屋のうちの1戸(8坪)に住む寄留商も含まれる。当時における料理屋の飲食店に対する経営階層上の優位性を、端的に物語っている。

商家ごとに検討しよう。持家飲食店¹⁵⁾を、延坪当たり納税額順に配列すると、土蔵・物置所有商は、各第8・9・13・15・18位であり、一般に、延坪当たり納税額が少ないことが分かる。貯蔵機能よりも、商品回転機能の方が、操業効率に対して大きな影響を与えていたのである。次

に、これらを納税額順に配列すると、土蔵・物置所有商は、各第1・4・12・14位であり、このうち、前2者は、物置のウエイトよりも土蔵のそれの方が大きい高額納税商、後2者は、その逆の低額納税商である。前者が老舗的傾向をもつものに対して、後者が零細な新装店舗であることを物語る。さらに、本籍と明示される店舗は、延坪当たり納税額では、各第13・15・18位であるのに対して、寄留と明示される店舗は、各第1・3・6・7・11・13位であり¹⁶⁾、進出店舗の方が在来店舗よりも、操業効率が高かったようである。起業商の延坪当たり納税額順位は、各第1・2・4・7・9・10・11・15・17位であって、廃業商では、本業種目の廃業が各第5・12・17位、兼業種目のそれが各第9・15位である。一方、兼業商は、各第1・7・9・15位であるが、前述のように、これらはすべて起業商である¹⁷⁾。いいかえれば、兼業が、比較的操業効率の高い新設店舗において、永続して営まれていたのである。その極端な例として、延坪当たり納税額第1位の店舗があげられよう。これは、前述のように、二戸建長屋に住み、酒類・鶏卵小売商と安泊りを兼業している。

非持家飲食店^{14¹⁸⁾}を、納税額順に配列すると、第1位において本籍・寄留¹⁹⁾、第9位において本籍と明示される商家を除くと、すべて起業商である。しかも、そのうちの7店は、7ヶ月～1年5ヶ月（平均1年1ヶ月）の間に廃業している。先に記した本籍と明示される商家のうち、第9位のものも廃業している。第3位の店舗も、1年5ヶ月で閉店した青物・雑菓子兼業店であり、「(明治)17年9月中失踪ニ付遊芸届飯能警察署届ケ出ル左年納税差支候ニ付家主堤寛蔵(引受人)へ行事村松五郎ノ廃業届出ル²⁰⁾」という店借りである。9ヶ月で廃業した酒小売兼業商は、第4位であり、7ヶ月で廃業した第8位の店舗と共に、店借りである。寄留商は、納税額順位では、各第1・3・5位と、比較的上位を占めており、この点は、持家飲食店と著しく異なっている。

同じ持家商であっても、料理屋の場合、寄留商は1店しかなく、飲食店に比べて、本業種目の起・廃業数よりも、兼業種目の起・廃業数の方が、著しく多い。持家料理屋の在来的性格を示唆するものといえよう。非持家料理屋の場合、本業種目の起業は1店だけであり、飲食店・すし・安泊りなどの兼業種目の起業数の方が多くなっており、本業種目の廃業数が、兼業種目の廃業数よりも多い点は、飲食店と共通する。なかでも、兼業内容の著しい変容を表わす例として、非持家料理屋納税額の上で、第3位を占める店舗をみよう。この店舗は、1884年7月「料理屋兼業ニ付料理店税取立飲食店兼業ニナル」とされ、料理業としての納税額3.5円、1884年3月に起業した飯・うどん・そばなどの飲食業による納税額1.5円を示すが、同年2月に起業した安泊りを6月に閉業している。

次に、1884年の商業売上金高其他調書の記載される飲食業店舗の取引額が、1880年代にたどる変容をみよう²¹⁾。1884年、サービス業において、店舗数の84%、販売額の62%を占めるのは、飲食業であり、旅館業・質商の順にそのウエイトが小さくなるが、1店当たり販売額は、全く逆である(表2)。しかしこの傾向は、越生の場合²²⁾ほど顕著ではない。

表2 飯能町のサービス業 (1884)

種 目	a 店舗数	b 取引額 (円)	$\frac{b}{a}$ (円)
飲 食 業	16	3,389	212
旅 館 業	2	1,142	566
質 商	1	962	962
計	19	5,483	289

資料：飯能町役場「商業売上金高其他調書」既報(1)p. 258)では宿賃1人1泊21銭、止宿よ客1,353人として計算したが、本表では、34)にり、宿賃1人1泊42銭、止宿客2,188人として計算した。このため既報の金額よりも635円増加している。

作外37名を雇い、大人2銭9厘・子供1銭9厘の入場料で、相撲を興行した。すなわち、料理、飲食、相撲興行と、サービス業をもって一貫している。

K_1 は、1881年、料理屋480円、飲食店210円、鰻・酒商88円、1884年、料理屋・酒商296円、1885年、料理屋195円と、商勢を低下した。そこで1885年には、河川漁業を兼業し、同年12月に古道具・古銅鉄商をも営むようになった。しかし1887年3月には、料理屋・飲食店は廃業に追い込まれた。同年7月、再び漁業新規営業願が出されたものの、同年の漁獲物売上額27円は、資料から抹消され、古道具古銅鉄141円だけが記されている。かくて、1890年9月に漁業を廃業し、同年の古道具・塗物の両小売額は、各112円・18円にとどまった。

1881年に料理550円・酒類81円の売上額を上げた K_2 は、1884年、酒類料理²³⁾316円、1885・1887両年には、料理各345円・303円を売上げた。1890年7月、当主の死亡によって妻が引き継ぐに際して、販売見積額25円の氷委託販売を始めたが、これは7月22日～9月27日の約2ヶ月に過ぎず、同年の料理売上額は178円に低下した。

K_4 の酒類料理販売売上額は、1881年の323円から1884年の239円に減少したが、1881年230円のうどんを商っていた K_3 は、飲食店として1884年141円、1885年114円、1887年91円、1890年80円と商勢を低下し、1890年4月には、大工職を兼ねるにいたった。

K_6 は、飲食店売上額を、1881年750円、1884年368円、1885年274円と低下させ、ついに1887年9月19日に飲食店を廃業して、翌月3日に、販売見積額60円で、荒物小売商を開業した。その小売額は、見積額をはるかに上回り、1887年105円、1890年401円に達した。また M_2 は、1881年、酒類商181円・飲食店95円の販売額を上げていたが、飲食店売上額は、1884年28円に減少した後、1885年98円、1887年107円、1890年95円を示している。なお1887年には、木炭小売り(販売額26円)をも兼ねている。すなわち、 K_6 と M_2 の兼業種目は、共に日用品商であった。

N の飲食店売上額は、1881年343円、1884年210円、1885年285円、1887年260円、1890年185円を示す。この間、1885年以降河川漁業を兼ね、1890年には職猟願²⁴⁾が出されたが、なかでも高額

(A) 当初、飲食業を主としていた商家

1884年当初において飲食業をおもに経営する商家をみよう。1881年、酒類料理売上額256円を上げた S_1 は、1884年、料理404円を売上げ、1885年以降河川漁業を兼業し、1885年の売上額は、料理屋・飲食店408円、1887年のそれは料理屋364円・飲食店43円を示した。さらに1890年にも、料理屋による売上額310円を上げている。なお S_1 は、穀物小売商 F と共に、同年3月20日～22日、大字大河原の大河原善右衛門所有地を借り受け、東京本所区松坂町の酒田重

を示したのは糸繭仲買であり、その取引額は1887年100円、1890年150円を示していた。M₁の飲食店売上額は、1881・1884両年45円、1885年43円、1887年52円と命脈を保つたが、1890年には24円に減少した。しかし、この年に糸繭仲買額130円を上げて、所得の増大を図っている。N・M₁は、糸繭仲買の兼業によって、商勢不振を挽回している点で共通する。

K₅の飲食店売上額は、1881年285円、1884年125円、1885年85円、1887年110円、1890年には青物小売り81円・酒類小売り20円の販売額をも上げている。Yは、1881年うどん屋として287円の売上額を示したが、1884年、飲食店75円、1885年、飲食店90円・酒類小売り143円、1887年、飲食店138円・酒類小売り126円、1890年、飲食店74円・酒類小売り154円を商った。いいかえれば、K₅は青物・酒類、Yは酒類の各小売りを兼ねることによって、商勢を保持していたのである。

以上の11商家のうち、一般に売上額の多いS₁・K₁・K₂・K₄は、料理屋を主体としており、残りの飲食店主体の商家と対照的である。しかも1881年において、料理店として最高の売上額を上げていたK₁と、飲食店としてのそれを示していたK₆だけが、転業によって商勢の維持を図っていたのに対して、他の商家のほとんどが、兼業化に向かっていたのである。

(B) 当初、旅館業、下駄・傘小売り、糸繭仲買を主としていた商家

1880年、並旅籠止宿客46人を止めていたS₂は、1881年、同34人・酒2円売上げ、1884年、飲食業売上げ146円、さらに1885年、並旅籠止宿客124人・飲食業売上げ73円、1887年、並旅籠宿71人・糸繭仲買382円・飲食業売上げ72円・陸運口銭納入72円、ついに1890年、並旅籠止宿客37人・糸繭仲買額571円・飲食店売上げ72円をあげた。つまり、1885年以降、飲食店売上額は半減し、止宿客数も半減を繰り返したが、1887年以後、糸繭仲買による商勢を著しく伸ばしたのである。1887年から1890年11月27日までは、陸運業をも兼ね、1890年8月26・27両日には、東京小島町在住のYによる狼・熊見世物（木戸銭大人1銭・子供5厘）に、興行場を提供している。O₂は、1881年に711人の止宿客を止めていた安宿であり、1884年には、飲食店売上額125円を上げていたが、1887年になると、旅籠・飲食店両業及びそれまで営業してきたと思われる河川漁業を廃業してしまった。いいかえれば、旅籠屋の兼業の最たるものは糸繭仲買であり、糸繭仲買を兼ねるほどの資力を持たない安宿経営者が、廃業への道をたどったものとみられる。

Aの販売額は、1881年、下駄40円・酒35円²⁵⁾、1884年、下駄5円・飲食店25円、1885年、下駄41円・酒33円、1887年、下駄77円・飲食店73円、1890年、飲食店46円を売上げた。染物商と傘小売りを兼ねるO₄は、1881年、藍瓶73本を示すと共に、傘110円を売り、1884年、飲食店・酒小売り64円、傘小売り31円、1885年、藍瓶48本と傘小売り23円、飲食店14円を売上げた。しかし1886年2月に飲食業を閉店し、1887年、藍瓶36本と傘小売り34円、1890年、藍瓶36本と傘小売り38円にとどまった。下駄商が、飲食店を兼ねながら商勢を伸展したのに対して、傘・物染商は、飲食店を経営しつつも、商勢の不振に陥ったのである。

Oは、1881年、糸繭仲買783円、酒類・料理150円、1884年、酒類287円・料理459円、1885年、

油類卸売り81円・料理191円, 1887年, 糸繭仲買382円, 料理133円・酒小売り23円, 1890年, 糸繭仲買310円, 料理130円の売上額を示した。つまり, 酒類・料理業を兼ねながら糸繭仲買を主体としていたOは, 不況の真只中に当たる1884・1885兩年には糸繭仲買を休業して, 酒類・料理業だけを営んでいた。しかし糸繭の取引額が, 最盛時の約40~50%に低下しつつも回復するや, 1890年9月, 酒類・料理業を廃業したのである。なお, 不況の一時期に, 酒類の卸売りがみられたことは, 景気変動に伴う流通面の一時的混乱を示唆する。

(3) 運送業

運送業(表1)の中では, 車²⁶⁾引きが総数の52%・納税額の46%を占め, また人力車引きは各21%・19%, 駄馬引きは各17%・15%である。陸運店は, 商家数の6%に過ぎないが, 納税額では17%に及ぶ。なお, 非持家商に限られる脚夫のウエイトは, きわめて小さい。

持家商においても, 車引きが最も多く, 同商家数の48%・同納税額の37%を占める。陸運店は, すべて持家商であり, 持家商数の12%に当たるが, 納税額の31%に達し, 1商家当たり納税額が最も多い。これらに次いで, 駄馬引きが各20%・15%, 人力車引きが各20%・17%である。非持家商の商家数及び納税額をみると, 車引きのウエイトが, 持家商の場合よりも大きく(56%), 人力車引き(22%), 駄馬引き(15%)の順である。すなわち, 持家商における陸運店化と, 非持家商において相対的に車引きのウエイトが大きかったことの2点が注目される。さらに, 運送業の中で唯一の廃業商が陸運店において認められること²⁷⁾, 陸運店が, すべて炭ないし魚小売店を兼業し, それらの兼業による納税額が, 全納税額の21%に当たることなどは, 新たな経営志向に伴う試行錯誤的な複雑な働きを示唆するものとみられる。非持家商における唯一の兼業(炭・雑菓子商)は, わずかではあるが, 車引きにおいてみられる²⁸⁾。

1商家当たり延坪面積を, 検討しよう。陸運店は, 居宅と土蔵・物置各相半ばし, 居宅をしのぐ広さの長屋を所有しており, 最も広い。居宅のほぼ1/3に当たる面積の土蔵・物置を持つ駄馬引き, 同じく1/5の車引き²⁹⁾が, これが次ぎ, 人力車引きの場合, いちじるしく狭い。したがって, 人力車引きの延坪当たり納税額は, 平均額の約3倍, 駄馬のそれは, 6倍に近い。

商家ごとに検討しよう。物置と土蔵を共に持つのは, 陸運店2と駄馬引き1だけであり, 他の商家は, いずれをも持たないもの14と物置だけをもつもの8となっている。人力車引きは, 物置を全く持たず, 戸数の40%, 延坪面積の52%は, 二戸建長屋居住であり, そのうちの1つは, 糸繭仲買を兼業し, それによる納税額が, その家の納税額の38%を占めている。物置を持たない商家数は, 車引きの場合58%, 駄馬引きでは40%であり, 土蔵・物置をすべての商家が持つのは, 陸運店だけである。このうちの1店は, 兼業していた炭小売商を1882年12月に廃業しても, 運送業唯一の四戸建長屋(1戸平均26坪)をもっていたのである。つまり, 陸運店を除く運送業は, 一般にきわめて零細であったことがわかる。

(4) 旅館業

旅館業（表1）は、商家数の67%・納税額の87%を占める旅籠屋のほかは、安泊りであり、1商家当たりの納税額をみると、前者は後者の3倍を越える。起業率は、商家数の11%、納税額の1%に過ぎないが、兼業率は、商家数の78%、納税額の43%に及ぶ。

持家商では、旅籠屋が商家数の83%・納税額の90%を占め、残りが安泊りであるのに対して、非持家商では、旅籠屋は各33%・61%に当たり、残りが安泊りであって、安泊りのウエイトが大きい。また、旅籠屋と安泊りの1商家当たり納税額の格差は、非持家商の方が持家商よりも大きく³⁰⁾、小規模経営の非持家商において、階層分化が著しかったことが認められる。しかも、起業³¹⁾が、非持家安泊りだけにみられること、さらにこの起業が飲食業を兼ねて行われたことは、続出する需要を背景として、安泊りの形成が促進されていた証左といえよう。

一方、持家商においては、すべてが兼業商であり、旅籠屋は、飲食業をはじめ、酒の小売りないし委託販売・青物小売りを兼ね、安泊りも、飲食業・漁業（河川）を新たに兼業するにいたっている。つまり、旅館業は、経営規模の大小を問わず、多角的なサービス業の一環として発展していたのである。旅籠屋と安泊りについて、それらの広狭ないし延坪当たり納税額をみると、前者は後者の1.3~1.5倍であり、両者共に、かなりの操業効率を上げていたものとみられる。

旅館ごとに、持家旅館業の延坪当たり納税額を検討すると、3つに区分される。第1は、青物商と飲食店を兼業して、納税絶対額及び延坪当たり納税額において高額を示す2つの旅籠屋である。両店とも、飲食店の兼業は、1882年8月から始まっている。第2は、酒受け小売り兼業の旅籠屋と、飲食店~漁業を1882年9月~1883年3月にかけて兼ね始めた安泊りであり、一般に納税絶対額は低い、延坪当たり納税額が特に低い。第3は、延坪当たり納税額の上で、第1・第2の中間を示す2つの旅籠屋であり、土蔵・物置を持たず、飲食店と酒小売りを兼ね、そのうちの1つは、飲食店を1883年3月に兼業し始めた寄留商である。すなわち、操業効率が最も高いのは、建家規模の小さい第1の旅館であり、これに次ぐのは、中間的な建家規模を示す第3の旅館、操業効率が最も低いのは、建家規模の大きい第2の旅館である。これらは、旅館の多角経営に伴う近代化による階層区分を示唆するものといえる。なお、旅館業においては、土蔵よりも物置の方が主体となっている³²⁾。

次に、1884年の商業売上金高其他調書に記載される旅館業（表2）の営業が、1880年代にたどる変容をみよう³³⁾。

1880年に止宿客2,071人を数えた旅籠屋Hは、1881年、同2,817人、蚕種仲買600円、酒小売り38円、1884年、止宿客1,353人、荒物仲買26円、酒小売り12円、1885年、止宿客1,490人、蚕糸仲買53円（蚕種50円・繭糸3円）、荒物仲買21円、酒小売り14円、1887年、止宿客2,772人、蚕種89円、荒物仲買23円、酒小売り16円、1890年、止宿客2,167人、蚕種仲買90円、荒物仲買13円、飲食店17円の売上額を示していた。これに対して、旅籠屋M₃は、1880年、止宿客820人、1881年同178人³⁴⁾、飲食店67円・酒3円、1884年、止宿客835人、飲食店175円、1885年、止宿客850人、飲食

店140円, 1887年³⁵⁾, 止宿客935人, 飲食店162円, 1890年, 止宿客1,526人, 飲食店152円となっている。旅館業者が飲食店を兼ねることは一般的であるが, Hの方がM₃よりも, 旅館業のウェイトが大きかった。M₃は, 飲食店による粗収入が多かったので, 他の種目を兼ねないが, Hの場合は, 蚕種仲買・荒物仲買をも兼ねていたわけで, 総じていえば, Hが, 当時のこの地域の旅館規模の最大限界に達していたのに対して, M₃は, 旅館業・飲食業共々, 規模拡大を図りつつあったものとみられる。

(5) 金融業

金融業(表1)のほとんどは, 質商であり, 金融商社は1社だけである。しかし, 納税額では, 後者は, 前者の約3.5倍に達し, 金融商社の経営規模が大きかったことを示す³⁶⁾。

質商の1商家当たり納税額は, 旅籠屋とほぼ同じであり, 質商の半数, 同納税額の15%が起業商である³⁷⁾。また, 兼業率は, 質商商数の67%, 同商納税額の41%であり, おもに日用・食料品商(菓子・酒類・荒物各小売商), サービス業(飲食店・大工・左官)を兼ねる。質商における多角的操業による定着性が明らかである反面, 前記のように先駆的な法人化が認められ, 金融活動のおう盛さが示される。

商家ごとに, 持家質商の延坪当たり納税額を検討すると, 土蔵・物置を持たず, 左官, 大工・荒物商を兼業する第1のグループ(2店)が最も多く, 質商だけを営む第2のグループ(2店)が最も少なく, それらの中間の第3のグループ(2店)として, 菓子小売商, 酒類荒物・飲食店・木銭宿を兼ねるものが, 区別される。

第1のグループは, 職人が質商を兼ねたものであり, このうち, 二軒長屋住居の質商が兼ねる荒物商は, 古着商から転じた兼業である。他は, 居宅延坪の1.5倍に及ぶ長屋を持つ。これらは, 共に居宅延坪が, 6質商中, 最も狭く, 小家屋の質商の発展の動向がうかがわれる。第2のグループに属する両商家は, 総延坪がほぼ等しく, この中の1つは, 1882年9月に開業し, 6質商中, 延坪当たり納税額最低を示す商家であり, 質商普及の端緒を示唆している。居宅の外に物置だけを持つのは, このグループである。納税の絶対額については, このグループが最低であり, 第1のグループが中間, 第3のグループが最高を示す。つまり, 第3のグループが, 居宅の外, 土蔵と物置を合わせ持つ大家屋・高額納税の多角経営グループといえる。なお, 質商全般については, 物置と土蔵の面積割合は, 3:2である。

次に, 1884年の商業売上金高其他調書に記載される質商(表2)の営業が, 1880年代にたどる変容をみよう³⁸⁾。

O₃は, 1881年, 質商1,735円・菓子小売り820円, 1884年, 質商488円, 菓子・砂糖・桑苗諸小売り474円, 1885年, 質商460円・砂糖小売り201円・糸繭仲買121円・桑苗小売り9円の販売額を上げていた。しかし当主が, 1887年3月, 東京神田佐柄木町に進出したため, 質商・糸繭仲買及び1886年に営業を開始したものとみられる製茶仲買を廃業し, 砂糖だけを実母名義で小売りする

にいたった。ところが同年6月、再び糸繭仲買を年間販売額904円の見積りで開業して間もなく、11月にそれを再び廃業したため、同年は、砂糖小売額 305 円だけが記されている。やがて1890年1月には、質商を年間取扱見積額45円で始めたが、同年の小売額は、砂糖97円・木綿18円に過ぎなかった。

すなわち、当主の東京進出によって、質商とその兼業種目における商勢の不振が著しかったのである。都市への商業資本の進出が、在来商業の衰退を招いた例である。従来、地域科学において、一地域のある産業の衰退を実証した後、その産業の定着性が薄弱であったことを指摘することが多い。しかしさらに深く追求して、衰退した個々の企業が、業種・種目を拡張あるいは変更して立地移動する現象を明らかにすることによって、地域間の関連性を明瞭にすることが必要である³⁹⁾。かくて、特に関東においては、東京との結びつきを考慮せざるを得まい⁴⁰⁾。

〔2〕 繊維品商

(1) 織物類商

織物類商(表3)は、織物商と呉服商に分かれるが、前者は、商家数・納税額のほぼ7割を占める。1商家当たり納税額をみると、呉服商は、織物商よりも、卸においては多いが、仲買ではきわめて少なく、一方、小売りにおいては、織物・呉服両商の差が、一般に少ない。つまり、営業形態の差に基づく階層分化の点では、呉服商は、織物商よりも進んでいたものとみられる。

呉服商の持家率は、織物商のそれよりも低い⁴¹⁾。また、非持家呉服商の1商当たり納税額は、非持家織物商のそののほぼ1/3に過ぎない。しかも仲買商についてみると、前者は後者の約1/3であるが、小売商にいたっては、それが1/4以下である。一方、持家商の商家当たり納税額は、呉服・織物両商の間で、大差がな

表3 飯能町における繊維品商の納税・動態・建家状況(1882~1883)

業種	持家		非持家		持家		非持家		持家		非持家		持家		非持家	
	A商家数	B納税額	B/A	持家数	納税額	業種数	納税額	住宅土産(坪)	物置	C商家数	D納税額	D/C	持家数	納税額	業種数	納税額
織物(仲買)	1	28.00	28.0	2	24.6	1	0.80	22.50	5.00	2	6.75	3.4	1	4.50	1	2.25
物(卸)	3	55.60	18.5	1	0.80	1	0.80	68.50	7.50	1	7.00	7.0	1	4.50	1	2.25
呉服(仲買)	2	116.10	29.0	1	48.3	2	1.60	119.50	28.25	1	0.75	0.8	1	4.50	1	2.25
物(卸)	1	48.30	48.3	3	72.9	3	24.3	29.30	4.00	1	2.25	2.3	1	4.50	1	2.25
計	11	280.80	25.5	11	126.6	11	11.51	55.65	15.00	5	16.75	3.4	5	16.75	2	4.50
呉服商	6	63.50	10.6	1	10.0	1	10.0	295.45	67.75	5	16.75	3.4	1	4.50	2	4.50
織物商	5	44.25	8.9	1	4.75	1	4.75	98.05	3.50	3	18.75	6.3	2	8.00	1	0.75
洋米商	2	10.50	5.3	1	4.00	1	4.00	164.50	109.50	3	2.50	2.5	1	5.00	2	7.50
計	1	20.00	20.0	1	20.00	1	20.00	437.75	145.75	3	10.00	3.3	1	7.50	1	22.50
洋米商	2	60.00	30.0	1	20.00	1	20.00	60.00	8.75	2	43.90	22.0	1	7.50	1	22.50
織物商	1	2.50	2.5	1	8.00	1	8.00	88.00	8.75	2	43.90	22.0	1	7.50	1	22.50
小計	35	580.15	16.6	7	112.90	2	8.75	1,130.75	251.08	15	94.40	6.3	5	25.00	4	12.00

〔注〕 釋口欄において(記載以外は、小売り、納税額の単位は円。資料：飯能町役場「建家調査」「商業税金徴集簿」)

い⁴²⁾。しかし、前者の卸商の場合、後者のその約1.7倍であるのに対して、前者の小売商は、後者のその4/7に過ぎない。

廃業率は、商家数の25%・納税額の26%であるが、織物商では各27%・14%、呉服商では各20%・57%を示し、呉服商における大規模持家卸商の廃業が目立つ。これに対して、織物商の廃業は、持家商・非持家商のいずれにも認められる⁴³⁾。しかも、持家商の場合、織物仲買商において各67%・44%を示すのに対して、非持家商の場合、小売商だけであり、各50%・67%である。つまり、織物商においては、持家商では仲買商、非持家商では小売商の、それぞれの廃業が、大きなウエイトを占めていたのであって、前述の呉服商における廃業の様相とは、著しく異なる。

起業率は、商家数の13%、同納税額の2%に過ぎないが、もっぱら非持家商だけであり、非持家呉服仲買商のほか、非持家織物小売商のうち、商家数の5%・納税額の33%を占める。兼業による納税額が明らかに認められるのは、持家呉服商を主とする菓受け売りだけである⁴⁴⁾が、それによる納税額は、きわめて少ない⁴⁵⁾。

1商家当たり延坪面積は、同納税額の多寡とほぼ同様の傾向をみせ、織物類商においては、居室を主とする家屋規模が、経営規模を示唆している。なお、延坪当たり納税額の最も多い織物小売商だけが、居室の1.6倍の広さの長屋を所有している。

商家ごとに検討しよう。持家商をみると、織物商では、卸商において延坪当たり納税額が多いのは、土蔵・物置を持たない商家であり、そのほかの商家は、織物商平均以下である。仲買においても、ほぼこの傾向が認められる。持家商の廃業は、卸・小売両商にはなく、仲買だけにみられる。非持家商では、複数の商品種別を扱わない唯一の商家(織物小売商)が、1882年に廃業し、商品種別数の最も多い1商家(呉服仲買商)が、1883年3月に起業している。零細経営の傾向の強い非持家商にあっては、商品種別数が、経営存否の鍵となっていたものとみられる。

織物持家商では、土蔵と物置の面積が相半ばするが、呉服持家商では、土蔵87%・物置13%である。しかも、前者では、物置を主とし土蔵をも合わせ持つ商家の坪当たり納税額は、土蔵だけを持つ商家のそれよりも少なく、卸商・仲買とも、最少額を示す。ところが後者では、全く逆であり、土蔵を主とし物置をも合わせ持つ小売商の延坪当たり納税額は、土蔵だけを持つ卸商のそれをしのぐほどである。呉服商経営の弾力的脱皮を反映したものといえよう。

(2) 足袋商

足袋商(表3)の廃業率は低く、納税額・商家数の16~17%に過ぎない。足袋のほかに、太物や手掛をも扱う商家もあり、縫工や仕立職をも兼ねるものは、納税額がやや多い。

延坪当たり納税額をみると、他の商業を兼ねない足袋商では、商家間の格差が大きいのに対して、太物商や手掛商を兼ねる足袋商の場合、その格差が小さく、その額は、ほぼ平均に近い。前者では、物置所有商家、土蔵所有商家各1がみられ、活発な経営志向と農間副業的な傾向が想定されるのに対して、後者では、複数の商品を扱うことによる安定化が認められる。かくて、前者

のうち、延坪当たり納税額では後者に近くて土蔵を所有する二戸建長屋住居商家が、1884年6月に廃業している。これに対して、物置を持つ方の商家は、納税額では第1位、延坪当たり納税額では第2位という高額を示す。

(3) 糸繭商

糸繭仲買(表3)の起業率は、商家数の13%・納税額の8%であるが、廃業率は、各25%・13%である。起業は、持家商だけにみられ、その率は、同商家数の67%・同納税額の43%に達する。なお、持家商では、製茶や織物の兼業がみられるが、その納税額は不明であり、非持家商でも、織物商兼業が認められる⁴⁶⁾。非持家商において、廃業が比較的多い点は、同商の周旋業的性格を表し、これとは反対に、起業や兼業の多い持家商は、定着性の強さを示す。

2つの持家兼業糸繭商⁴⁷⁾を比較すると、家屋規模はほぼ同じであっても、織物商を兼業する商家の方が、製茶を兼業する商家よりも、納税額並びに延坪当たり納税額が多い。また、他の商業を兼ねない3つの糸繭商についてみると、家屋規模の小さい2商家の方が、その大きい1商家よりも、納税額並びに延坪当たり納税額が多い。後者が、1882年10月の起業商であるのに対して、前者のうちの1つは、納税額を33%減じたのち、同年12月に廃業した商家である。いいかえれば、小家屋商家にとって浮沈の激しい糸繭仲買の営業が、農業を大幅に兼ねたとみられる大家屋商家に及んだものと解される。なお、持家商全般については、土蔵86%・物置14%の面積割合を示すが、納税額並びに延坪当たり納税額が最も多い商家の1つは、土蔵がなく居宅と物置だけの長屋住居の商家であり、これに次ぐのが、居宅だけの商家である。

(4) 染物商(表3)

非持家の染物商1は、染物職人である。持家の染物商7について、検討しよう。布染・糸染の各が3あり、それらの別が明記されないものは、廃業している。分業形態をとらなかつたものは、廃業に迫られたのであろう。糸染商の中で納税額の最も多いものは、傘小売商・飲食店を兼業し、布染商のうちのそれは、薬受け売りを兼ねる。当該種目の分業によって商勢を拡張したものが、異業種を兼業している点に、注目したい。

(5) 古着商(表3)

古着商では、持家商の廃業率は、商家数の50%・納税額の38%であるが、非持家商のそれは、各33%・50%である。つまり、商家数では、持家商の方が非持家商よりも高率であるが、納税額では逆であり、非持家商の廃業の方が、相対的には局所に認められるが、深刻であることを物語る。しかも、持家商の起業率は、廃業率と同じであるが、非持家商のそれは、商家数の67%・納税額の75%に及んでおり、また、非持家商数の67%・同納税額の50%は、T店の引受人ないし同居寄留人によって占められている。これらは、非持家商における零細性や浮動性を示唆する。持家商では、その納税額ないし商家数の48~50%が、行商兼業であり、それが、持家商の経営をささえていたのであり、その間にあつて、既述のように、わずかながら長屋すらも所有していた点

に、注意したい。

(6) 洋糸商(表3)

洋糸商の廃業や兼業は、すべて小売商に認められる。持家商では、小売商が廃業して卸商が残り、非持家商では、廃業商は、小売商のうち、商家数の50%、納税額の17%、兼業商は、同じく各50%・51%を占める。兼業種目は、質商が主体で、わずかに薬受け売りがみられる。つまり、持家小売商が廃業したり、非持家小売商が、金融業を主とする兼業に依存したのに対して、卸商による商勢の安定が認められる。その卸商は、土蔵・物置を持たず、居宅延坪は、小売商のその半ば、あるいは小売商の土蔵・物置に匹敵する程度であるが、繊維品卸商としては珍しく長屋を所有していた⁴⁸⁾のである。

以上(1)~(6)の繊維品商のほか、きわめて零細な縫物商や綿商があるが、このうち、綿商は、荒物商を兼ねていた点を指摘するにとどめる。

4. 結 語

旧飯能町における1880~1890年のサービス業及び繊維品商の実態ないし変容を、営業施設並びに資産としての家屋所有と、営業税負担力を考慮して、種目別に分析した結果、次のことが判明した。

〔1〕 サービス業については

(1) 雑商の中で、日傭と土方(うち、薦を兼ねるものは、持家だけにみられる)が主体であり、大家屋・高所得の大工と零細な日傭が対しよ的である。

(2) 飲食業では、飲食店が主であるが、非持家料理屋の納税規模は、持家飲食店のそれにほぼ匹敵する。飲食業の起業率は高いが、非持家を主とする廃業が少なくない。料理屋では廃業よりも起業の方が多いが、飲食店ではこの逆であり、料理屋の大衆化がうかがえる。一方、非持家飲食店の起・廃業率は高いが、持家料理屋の廃業に対して持家飲食店の起業が顕著であって、飲食店の定着化もみられる。

(3) 飲食業の兼業率は高く、なかでも持家料理屋では、この傾向が強い。飲食店の場合、低率ながら小規模に兼業化が進んでいたのに対して、料理屋では、多角経営の余地を持つ上層と、兼業の余地のないほどの繁忙な労働に終始する小規模層に分化していた。兼業種目の範囲は、持家料理屋では広いが、持家及び非持家の飲食店、非持家料理屋では狭い。

(4) 延坪及び納税の規模の上で、料理屋は飲食店をはるかにしのぎ、経営階層上、優位にある。持家飲食店のうち、土蔵・物置所有商の延坪当たり納税額は少額であり、貯蔵機能よりも商品回転機能の方が、操業効率に大きな影響をもつ。しかし、納税絶対額では、物置に比べて土蔵

の広い老舗の方が、その逆の新装店舗よりも大きい。起業商は廃業商よりも、また進出をうかがわせる寄留商は在来的な本籍商よりも、操業効率が高い。しかも、兼業商はすべて起業商である。一方、非持家飲食店数の約8割は起業商であり、そのうちの6割以上が、ほぼ1年で廃業する。非持家飲食店の中では、寄留商の納税絶対額が上位にあり、この点は、持家飲食店の場合と異なる。持家料理屋の場合、寄留商はわずかであり、持家飲食店と比べ、本業種目の起・廃業よりも、兼業種目のそれの方が多く、在来的性格を示す。

(5) サービス業のうち、零細ではあるが取引額の上で首位を占めるのは飲食業であり、その1880年代の動態をみると、当初、飲食業を主としていた商家では、多角的な兼業化が著しい。これに対して、当初、旅館業、下駄・傘小売り、糸繭仲買を主としていた商家は、巧みに飲食業を兼ねながら、経営の浮沈に対処した。

(6) 運送業の主体は、車引きと人力車引きであり、特に非持家商においてこの傾向が強いが、持家商においては、炭・魚小売りなどの兼業を伴う陸運店化の動きもみられる。居宅面積よりも土蔵・物置面積の方が広いのは、陸運店だけであり、土蔵・物置面積のウエイトは、駄馬引き、車引き、人力車引きの順に小さい。陸運店は、居宅面積をしのぐ長屋を持つ。これに対して、人力車引きのほぼ半数は長屋住居であって糸繭仲買を兼ねるものもあり、陸運店を除いて、一般に零細である。

(7) 旅館業は、大経営の旅籠屋が主体であり、小経営の安泊りがこれに付随するが、一般に兼業率が高い。非持家によって営まれる安泊りが多く、その階層分化が進んでいて、飲食業を兼ねる安泊りの起業が注目される。旅籠屋の平均面積ないし延坪当たり納税額は、安泊りのその1.3~1.5倍に過ぎず、安泊りとはいえ、その操業効率が高かったからである。旅館ごとに検討すると、①建家規模は小さいが、青物商・飲食店を兼業し、操業効率が高いもの、②建家規模が比較的大きくて酒受け小売りを兼ねる旅籠屋、飲食店・漁業を兼ねる安泊りなど、納税額——特に延坪当たり納税額——及び操業効率が低いもの、③土蔵・物置を持たず、飲食店・酒小売りを兼ねるが、建家規模・操業効率共に、①・②の中間を示すものの3つに分かれる。これらは、旅館の多角経営に伴う近代化による階層区分を表す。

(8) 質商の平均納税額は、旅籠屋と同じであり、その大半は、日用・食料品商及び他のサービス業を兼ねる多角経営を特色とする。しかし、質商平均納税額の3.5倍を示す商社1(先駆的な法人化)も認められる。質商ごとに検討すると、①大工・左官、荒物商を兼ねながら、土蔵・物置のない小家屋に住み、操業効率が高いもの、②兼業を行わず、居宅のほかに物置を持ち、操業効率が低いもの、③居宅のほかに土蔵と物置を合わせ持ち、大家屋・高納税の多角経営によって操業効率を高めているものの3つに分かれる。

〔2〕 繊維品商については

(1) 織物類商の主体は織物商であり、呉服商は従である。しかし、営業形態(卸・仲買・小

売り)の差に基づく階層分化の点では、後者は前者よりも進んでいた。しかも廃業が、呉服商では大規模持家卸商において、また織物商では持家仲買商・非持家小売商において、各認められる。持家呉服小売商では、薬受け売りを兼業している。一方、起業は、非持家呉服仲買商と、非持家織物小売商の一部にみられる。1商家あたりでは、延坪面積の大小と納税額の多寡が符合し、特に織物商では、居宅規模が経営規模を示唆し、延坪当たり納税額最高の織物小売商は、居宅の1.6倍の広さの長屋を持つほどである。織物卸商及び仲買では、操業効率が高いのは、土蔵・物置を持たない商家である。零細な非持家商にあっては、取扱商品種別数の多寡が、経営存否の鍵となる。織物商では、土蔵と物置が相半ばしており、土蔵だけを持つ持家商の操業効率が高い。これに対して、呉服商では、物置よりも土蔵の方がはるかに広いが、土蔵を主とし物置をも合わせ持つ持家小売商は、土蔵だけを持つ持家卸商をしのぐ操業効率を示し、呉服小売商経営の発展を物語る。

(2) 足袋商の廃業は少なく、操業効率については、他の商品を販売しないものでは、商家間の格差が大きく、太物商・手掛商を兼ねるものでは、その格差が小さい。前者のうち、物置所有商家は、土蔵所有商家よりも、納税額が多く、操業効率が高い。

(3) 仲買である糸繭商では、廃業率が起業率よりも高い。非持家商において廃業が比較的多い点は、同商の周旋業的浮動性を表すが、起業や兼業の多い持家商の存在は、その定着性の強さを示す。織物商を兼業する糸繭商の方が、製茶を兼業するそれよりも、納税額が多く、操業効率が高い。最高納税額・最高操業効率を示す糸繭商は、居宅のほかに置物だけを持つ長屋住居であり、居宅だけの糸繭商がこれに次ぐ。

(4) 染物商のほとんどは持家商であり、布染と糸染に分業されない1部の染物商は、廃業した。糸染商のうちの最高納税額を示すものは、傘小売商・飲食店を兼業し、布染商のうちのそれは、薬受け売りを兼ねる。当該業種に分業によって商勢を拡張したものが、異業種を兼業したものである。

(5) 古着商においては、非持家商の零細性・浮動性が顕著であるが、持家商では、行商兼業や長屋所有もみられる。

(6) 洋糸小売商においては、持家商が廃業したり、非持家商が金融業を兼ねるといったような投機性が認められる。これに対して、洋糸卸商における商勢の安定が注目される。すなわち、土蔵・物置を持たず、その居宅延坪は、小売商の半ば、あるいは小売商の土蔵・物置に匹敵する程度であるが、繊維品卸商としては珍しく長屋を所有していたのである。

注

1) 田村正夫(1978):『商業地域の形成』,文化書房博文社, pp.1~188.

2) 1) pp.189~273.

3) 田村正夫(1979):『首都圏の都市成長前線帯における商業地域の形成——飯能市における1880~1890年

- の店舗規模納税額を中心に——，城西大学教養関係紀要，3, 1, pp. 57～79。
- 4) 田村正夫(1979)：日用・食料品商の建家と営業税——飯能における1880年代の種目別考察——，歴史地理学会会報，105, pp. 11～22。
 - 5) 1) pp. 248～249, 3) p. 58。
 - 6) 1) pp. 249～257。
 - 7) 東洋経済新報社(1979)：地域経済総覧，p. 276・278。埼玉県内39市中，第35位。なお，同期間の人口増加率は，全国4.8%(p. 272)，埼玉県21.1%であり，増加率が飯能市よりも低いのは，加須市4.6%，秩父市1.6%，羽生市0.4%，蕨市0.9%である。
 - 8) 7) 埼玉県内39市中第29位。なお，同期間の人口増加率は，全国4.2%(p. 272)，埼玉県12.7%であり，増加率が飯能市よりも低いのは，加須市5.4%，深谷市5.2%，本庄市5.1%，戸田・与野両市4.4%，羽生市3.3%，鳩ヶ谷・上福岡両市1.7%，秩父市-0.1%，蕨市-4.7%である。
 - 9) 7) p. 390・392。なお，埼玉県の水準値は80.3であり，飯能市は，熊谷市141.4，本庄市128.8，与野市116.3，大宮市115.4，蕨市107.0，川越市105.7，東松山市103.8，秩父市102.4，志木市96.4に次いでいる。
 - 10) 吉津直樹(1978)：明治期・関東地方における銀行の立地過程——とくに中心地体系との関連において——，人文地理30, 5, p. 413・415。
 - 11) 水車業については，3) p. 76において述べたので，ここでは触れない。
 - 12) 四軒長屋に住む4戸(11.3坪，10.06坪，6.25坪，6.25坪)，三軒長屋に住む1戸(6.25坪)，二軒長屋に住む1戸(11.8坪)。
 - 13) 1382～1883年中に，廃業したが再び起業したもの，あるいは，起業後に廃業にいたったものもあり，これらを延べ計算した。
 - 14) 起業商の兼業である茶商については，納税額が記載されていない。
 - 15) 持家飲食店20のうち，納税額不明の1店を除く。
 - 16) 13位が2店あるのは，共に同額だからである。
 - 17) このうち，後2者は，前記のように，兼業種目を廃業している。
 - 18) 非持家飲食店15のうち，納税額不明の1店を除く。
 - 19) 1位が2店あるのは，共に同額だからである。
 - 20) () 内筆者。
 - 21) 使用する資料については，1) p. 248参照。
 - 22) 1) p. 235。
 - 23) K₂ は，1887年6月に，前年の営業金高調査に当たって，酒小売営業金高83円と記したが，これは来客に供したもので「升売など曾て不仕(1887：年地方税起廃業届冊)」とし，“料理”の誤りであったと上申している。酒類料理という記載は，酒肴を意味していたものと解される。
 - 24) 飯能町(1890)：地方税営業人起廃業届冊によれば，「和銃玉量月三百，筒三尺五寸，但シ明治二三年十月十五日ヨ来ル二四年四月十五日迄(中略)飯能警察署ニ於テ御検印済」とある。
 - 25) このほか，「飲食」と書かれているが，これは抹消されている。
 - 26) 人力車を除く。以下，同じ。
 - 27) 廃業商は，陸運店数の33%，同納税額の19%を占める。
 - 28) 兼業は，車引き数の7%，同納税額の2%に過ぎない。
 - 29) 車引きのうち，荷車引きについてみると，居宅だけであり，しかも，人力車引きのほぼ半分の面積に過ぎない。
 - 30) 1商家当たり納税額における旅籠屋：安泊りの比は，持家商では，約2：1であるが，非持家商では，ほぼ3：1である。
 - 31) この起業商は，入間郡峯村から転入した後，従来の営業を継続したものである。
 - 32) 物置と土蔵の割合は，63：37である。

- 33) 21)。
- 34) この宿賃が75円であるから、1人1泊42銭であったとみられる。
- 35) 同年6月、前年の酒小売りについて、23) 同様の記載がある。
- 36) この商社は、法人組織であったために、建家調査から洩れており、金融業唯一の非持家商となっている。
- 37) 表1の〔注〕2) 参照。
- 38) 21)。
- 39) 一般に、地域のもつ意義は、それぞれの時代の各種の条件の変化によって変容する。たとえば、ある時期に過疎化が激しかった地域であっても、後の時代には、過密地域と目されるようになる。この場合、皮相的には、過疎に伴う問題点が簇生するようにみえても、個々の企業や住民が立地移動したのちの、移動先における活動状況を精査すれば、いわば *l'unité terrestre* (Paul Vidal de Blache <1922>: *Principes de Géographie Humaine*, 5^e édition <1955> pp. 5~8) の一環が示されたことになる。
- 40) 田村正夫(1972): 産業化地域論 p. 38。
- 41) 持家率は、商家数では、前者60%・後者73%、納税額では、前者77%・後者94%。
- 42) 前者23.7円、後者25.0円。
- 43) 織物商の廃業率は、持家商では、商家数の25%・納税額の12%、非持家商では、共に33%。
- 44) 納税額が明瞭でない兼業種目として、持家織物卸商の荒物商、非持家織物仲買の糸商がある。
- 45) 呉服小売商納税額の5%、同卸売商納税額の2%、織物卸商納税額の4%に過ぎない。
- 46) 織物商兼業による納税額は、非持家商納税額の4%に過ぎない。しかし、この兼業(織物仲買)は、主業である糸商を廃業しても、続いて営まれていた。
- 47) 兼業による納税額が不明であるため、表3には、兼業について記載しなかった。
- 48) 3) p. 70。